商店街災害復旧事業

被災商店街等再建支援事業(令和８年熊本地震)

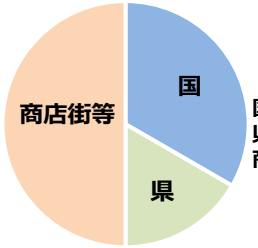
令和８年熊本地震により被災したアーケード、共同施設、街路灯などの設備の改修等に要する費用を補助します。

補助対象

・対象者　**熊本県に所在する商店街等組織（※）**

・補助額　**上限額・下限額なし**

・補助率　**１／２（国1/3、県1/6）**



［負担割合］
国：1/3
県：1/6
商店街等：1/2

※商店街等組織とは

（a）商店街等を構成する団体のうち、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会等の法人格を有する商店街等組織
（b）商店街等を構成する団体のうち、法人化されていない任意の商店街等組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者
（c）上記（a）（b）に類する団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。

【復旧支援イメージ】

- アーケードの復旧
- アーケード、街路灯の照明の復旧
- 防犯カメラ設備の復旧
- 駐車場の復旧
- 街路灯の復旧
- 路面舗装の復旧
- イベント広場の復旧
- 共同店舗の復旧
- 商店街への来街を妨害するような障害物の除去　等

※資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取壊し・撤去費、整地、排土費を含む。

申請受付

令和８年１０月２８日（水）～令和９年１月１５日（金）

上記期間内において交付申請書類を熊本県へご提出ください。
⇒事業実施期間：交付決定日から令和９年３月１２日（金）まで

注意点

- ✓ 復旧する施設や設備が被災したことを証明する資料の提出が必要です。証明に当たっては、原則、**罹災（被災）証明書**の提出が必要になりますが、取得が困難な場合は、**写真等での代替も可能**です。
- ✓ 交付決定後に実施した施設等の復旧事業が対象となります。ただし、令和８年熊本地震に伴う災害の発生以降（令和8年7月28日）、特殊事業等によりこれまで申請出来ていなかった案件については交付の対象と認められる場合があります。
- ✓ 個店や組織化されていない有志の団体の施設・設備等の改修費は補助対象外です。

手続きの流れ

既に復旧事業を行った商店街等組織

【主な提出書類】
■交付申請書
■被災を証する書類
・罹災（被災）証明書、詳細写真等
■被災前の状況を証する書類
（例）
・固定資産課税台帳、原価償却計算書（税務申告書）、工事請負契約書、売買契約書等
■災害復旧費に係る書類
・復旧事業に係る見積書の写し
・復旧事業に係る請負契約書の写し
・復旧事業に係る支払関係資料
・工事等完了届及び工事等完了写真

→ **熊本県**

これから復旧事業を計画する商店街等組織

【主な提出書類】
■交付申請書
■被災を証する書類
・罹災（被災）証明書、詳細写真等
■被災前の状況を証する書類
（例）
・固定資産課税台帳、原価償却計算書（税務申告書）、工事請負契約書、売買契約書等
■災害復旧費に係る書類
・2者以上の見積書の写し
（一式計上する場合は、積算数量計算書の写し）

→ **熊本県**

※申請に必要な提出書類一式については交付申請要領等をご確認の上、ご準備をお願いします。

お問い合わせ先

九州経済産業局産業部　流通・サービス産業課
TEL　092-482-5456

中小企業庁経営支援部　商業課
TEL　03-3501-1511

お問合せ・申請先

熊本県　商工振興金融課　経営支援班
TEL　096-333-2326